

平成29年草加市議会6月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第32号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕
- 第33号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第34号議案 平成29年度草加市一般会計補正予算（第1号）
- 第35号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第38号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第39号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第40号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第41号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第42号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

【報告】

- 第5号報告 専決処分の報告について
- 第6号報告 平成28年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7号報告 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8号報告 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9号報告 平成28事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第10号報告 平成28年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第11号報告 平成28年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

議案

第32号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市税条例の一部を改正する条例]

1 目的

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の対象となる軽自動車の基準の見直し及びその適用期限の延長を行うとともに、軽自動車税の賦課徴収の特例を新たに定めるものです。

2 内容

(1) 軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し

軽自動車税におけるグリーン化特例の対象となる軽自動車（乗用）の基準を次のとおり見直すとともに、その適用期限を2年間（平成31年3月31日まで）延長するものです。

対 象 車		内 容	税 額（自家用）	
乗 用	電気自動車 天然ガス自動車 変更なし	税率を概ね 75%軽減	10,800円 2,700円 (8,100円)	
	平成32年度燃費 基準 + 20%達成	平成32年度燃費 基準 + 30%達成	税率を概ね 50%軽減	10,800円 5,400円 (5,400円)
	平成32年度燃費 基準達成	平成32年度燃費 基準 + 10%達成	税率を概ね 25%軽減	10,800円 8,100円 (2,700円)
貨 物	電気自動車 天然ガス自動車 変更なし	税率を概ね 75%軽減		
	平成27年度燃費 基準 + 35%達成	変更なし	税率を概ね 50%軽減	
	平成27年度燃費 基準 + 15%達成	変更なし	税率を概ね 25%軽減	

(2) 軽自動車税の賦課徴収の特例

自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足額について、不正を行った自動車メーカーに、不足額に10パーセント加算した額を納付する義務を課する措置を講ずるものです。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

ア 軽自動車税におけるグリーン化特例に係る改正後の草加市税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度以前の年度分の軽自動車税については従前の例によるものとします。

イ 平成 28 年度分以前の軽自動車税に、納期限後に不足額があることが判明し、その原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の自動車メーカーにある場合は、当該自動車メーカーを当該軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用します。

第 33 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

1 目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うものです。

2 内容

国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額）のうち、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の「軽減判定所得」の算定方法を次のように変更します。

(1) 5 割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数

改正後 基礎控除額 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数

(2) 2 割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33 万円 + 48 万円 × 被保険者数

改正後 基礎控除額 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとします。

4 参考

【対象者】国民健康保険税5割軽減の対象の世帯（見込み）86世帯（155人）

2割軽減の対象の世帯（見込み）78世帯（140人）

【影響額】約350万円の軽減額の増

【財政措置】保険基盤安定負担金の保険税軽減分で、軽減金額のうち3/4を県が負担、1/4を市が負担

【軽減判定所得額（世帯の合計総所得額）】

現 行

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下	<u>59.5万円以下</u>	<u>81万円以下</u>
2人		<u>86万円以下</u>	<u>129万円以下</u>
3人		<u>112.5万円以下</u>	<u>177万円以下</u>



改正後

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下 (変更なし)	<u>60万円以下</u>	<u>82万円以下</u>
2人		<u>87万円以下</u>	<u>131万円以下</u>
3人		<u>114万円以下</u>	<u>180万円以下</u>

第34号議案 平成29年度草加市一般会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	73,613,000千円
歳入・歳出補正予算額	8,213千円
補正後の歳入・歳出予算額	73,621,213千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
17 繰入金	8,213	財政調整基金繰入金	8,213
合計	8,213		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
3 民生費	8,213	障害者居住支援体系の整備事業[障がい福祉課]		8,213
合計	8,213			

第35号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用の自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

2 内容

(1) 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に係る公費負担の限度額の引上げ

区分		現行	改正後
一般運送契約(ハイヤー方式)(1日当たり)		51,500円	64,500円
一般運送契約 以外の契約	自動車の借入(1日当たり)	13,390円	15,800円
	燃料費(1日当たり)	7,210円	7,560円
	運転手の雇用(1日当たり)	10,000円	12,500円
ポスター作成	印刷費(1枚当たり)	462円88銭	525円6銭
	企画費(定額)	257,500円	310,500円

(2) 市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げ

区分	現行	改正後
ビラの作成(1枚当たり)	7円30銭	7円51銭

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 適用区分

施行日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については従前の例によるものとします。

第36号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

人事院規則の一部改正に鑑み、育児休業の再度の取得及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を追加するものです。

2 内容

育児休業を再度取得できる又は育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情として、育児休業に係る子について保育所等（保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等をいいます。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているものの、当面その実施が行われない場合を追加するものとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第37号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置、地方法人課税の偏在是正等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業を行う場合に、その用に供する固定資産に係る課税標準について、最初の5年間、価格の1/2を参酌して1/3から2/3の範囲内で条例で定めることとする「わがまち特例」によりその価格の1/3の額とする特例措置を創設するものです。

また、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に直接供する固定資産に係る課税標準についても「わがまち特例」が導入されたことから、その価格の1 / 3の額とする特例措置を定めるものです。

企業主導型保育事業	子ども・子育て拠出金を負担している事業主が事業所内保育施設（認可外保育施設）を設置、運営する事業等。働き方に応じた多様で柔軟な保育サービス（延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能）が提供でき、複数の企業による共同設置や他企業との共同利用、地域住民の子どもの受入れも可能
家庭的保育事業	就労、求職活動等により保育が必要な子どもを自宅の居室などを保育室として使い、日常的に家庭で保育できない保護者に代わって少人数の子どもを預かる事業
居宅訪問型保育事業	就労、求職活動等により保育が必要な子どもを保護者の自宅において1対1で保育する事業
事業所内保育事業	会社の従業員の就労、求職活動等により保育が必要な地域の子どもを会社内の保育所等で保育する事業

(2) 地方法人課税の偏在是正

消費税率の10%引上げ時において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割及び地方法人税の税率を次のとおり改正し、その一部を交付税の原資とするものです。

ア 法人住民税の法人税割の税率改正

法人住民税法人税割	税率区分	改正前	改正後	影響
市町村民税（市税）	標準税率	9.7%	6.0%	3.7%
	制限税率	12.1%	8.4%	3.7%
道府県民税（県税）	標準税率	3.2%	1.0%	2.2%
	制限税率	4.2%	2.0%	2.2%

イ 地方法人税の税率改正

	改正前	改正後	影響
地方法人税（国税）	4.4%	10.3%	5.9%

(3) 軽自動車税の見直し

消費税率の10%引上げ時において、自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、軽自動車税に環境性能割を創設するものです。（当分の間、県が徴収）

自動車取得税税率

	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準		
	達成	+5%達成	+10%達成	達成	+10%達成	+20%達成
軽自動車	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%



環境性能割税率

	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準		
	達成	+5%達成	+10%達成	達成	+10%達成	+20%達成
軽自動車	2%			1%	0%	

(4) 住宅ローン減税の延長

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限を、平成31年6月30日から平成33年12月31日まで2年半延長するものです。

(5) 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物（高さ60メートルを超える建築物。いわゆる「タワーマンション」）のうち、複数の階に住戸が所在しているものに係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正して課税するものです。

(6) 耐震改修等を実施した住宅に係る減額措置の拡充

耐震改修工事又は省エネ改修工事が行われた住宅に対する減額措置（平成30年3月31日まで）について、当該工事が行われた住宅が長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して申告した場合は、当該工事が完了した翌年度分に限り、減額割合を2/3に拡充（床面積が280㎡以下の住宅が対象で、減額適用は120㎡までの部分に限ります。）するものです。

(7) 災害に関する税制上の措置の創設等

ア 被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税に係る課税標準の特例措置の創設

震災等により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして当該震災等の際に被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/2に減額する措置（震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限り、）を創設するものです。

イ 被災住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の拡充

被災住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を「２年度分」から「４年度分」に拡充するものです。

(8) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、地方法人課税の偏在是正及び軽自動車税の見直しについては、平成３１年１０月１日から施行します。

第 3 8 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員加藤由美子氏は、平成２９年９月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第 3 9 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員船戸姿子氏は、平成２９年９月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第 4 0 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員柳重雄氏は、平成２９年６月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 4 1 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員菅沼博文氏は、平成 2 9 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 4 2 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員大木健司氏は、平成 2 9 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第 5 号議案 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成 2 9 年 2 月 1 日午後 1 時 5 0 分頃、広報課の職員が公務のため埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 1 番 1 7 の越谷市役所北側駐車場に公用車を駐車する際、駐車位置の調整のため前進したところ、向かい側の駐車スペースに駐車しようと後進してきた乗用車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

1 6 1 , 9 2 4 円

3 専決処分日

平成 2 9 年 3 月 1 5 日

第 6 号 報 告 平成 2 8 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 7 号 報 告 平成 2 8 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 8 号 報 告 平成 2 8 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 9 号 報 告 平成 2 8 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第 1 0 号 報 告 平成 2 8 年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について

第 1 1 号 報 告 平成 2 8 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

議案

第32号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市税条例の一部を改正する条例]

1 目的

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の対象となる軽自動車の基準の見直し及びその適用期限の延長を行うとともに、軽自動車税の賦課徴収の特例を新たに定めるものです。

2 内容

(1) 軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し

軽自動車税におけるグリーン化特例の対象となる軽自動車（乗用）の基準を次のとおり見直すとともに、その適用期限を2年間（平成31年3月31日まで）延長するものです。

対 象 車		内 容	税額（自家用）	
乗 用	電気自動車 天然ガス自動車 変更なし	税率を概ね 75%軽減	10,800円 2,700円 (8,100円)	
	平成32年度燃費 基準 + 20%達成	平成32年度燃費 基準 + 30%達成	税率を概ね 50%軽減	10,800円 5,400円 (5,400円)
	平成32年度燃費 基準達成	平成32年度燃費 基準 + 10%達成	税率を概ね 25%軽減	10,800円 8,100円 (2,700円)
貨 物	電気自動車 天然ガス自動車 変更なし	税率を概ね 75%軽減		
	平成27年度燃費 基準 + 35%達成	変更なし	税率を概ね 50%軽減	
	平成27年度燃費 基準 + 15%達成	変更なし	税率を概ね 25%軽減	

(2) 軽自動車税の賦課徴収の特例

自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足額について、不正を行った自動車メーカーに、不足額に10パーセント加算した額を納付する義務を課する措置を講ずるものです。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

ア 軽自動車税におけるグリーン化特例に係る改正後の草加市税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度以前の年度分の軽自動車税については従前の例によるものとします。

イ 平成 28 年度分以前の軽自動車税に、納期限後に不足額があることが判明し、その原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の自動車メーカーにある場合は、当該自動車メーカーを当該軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用します。

第 33 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

1 目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うものです。

2 内容

国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額）のうち、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の「軽減判定所得」の算定方法を次のように変更します。

(1) 5 割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数

改正後 基礎控除額 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数

(2) 2 割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33 万円 + 48 万円 × 被保険者数

改正後 基礎控除額 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとします。

4 参考

【対象者】国民健康保険税5割軽減の対象の世帯（見込み）86世帯（155人）

2割軽減の対象の世帯（見込み）78世帯（140人）

【影響額】約350万円の軽減額の増

【財政措置】保険基盤安定負担金の保険税軽減分で、軽減金額のうち3/4を県が負担、1/4を市が負担

【軽減判定所得額（世帯の合計総所得額）】

現 行

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下	59.5万円以下	81万円以下
2人		86万円以下	129万円以下
3人		112.5万円以下	177万円以下



改正後

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下 (変更なし)	60万円以下	82万円以下
2人		87万円以下	131万円以下
3人		114万円以下	180万円以下

第34号議案 平成29年度草加市一般会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	73,613,000千円
歳入・歳出補正予算額	8,213千円
補正後の歳入・歳出予算額	73,621,213千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
17 繰入金	8,213	財政調整基金繰入金	8,213
合計	8,213		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
3 民生費	8,213	障害者居住支援体系の整備事業[障がい福祉課]		8,213
合計	8,213			

第35号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用の自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるものです。

2 内容

(1) 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に係る公費負担の限度額の引上げ

区分		現行	改正後
一般運送契約(ハイヤー方式)(1日当たり)		51,500円	64,500円
一般運送契約 以外の契約	自動車の借入(1日当たり)	13,390円	15,800円
	燃料費(1日当たり)	7,210円	7,560円
	運転手の雇用(1日当たり)	10,000円	12,500円
ポスター作成	印刷費(1枚当たり)	462円88銭	525円6銭
	企画費(定額)	257,500円	310,500円

(2) 市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げ

区分	現行	改正後
ビラの作成(1枚当たり)	7円30銭	7円51銭

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 適用区分

施行日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については従前の例によるものとします。

第36号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

人事院規則の一部改正に鑑み、育児休業の再度の取得及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を追加するものです。

2 内容

育児休業を再度取得できる又は育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情として、育児休業に係る子について保育所等（保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等をいいます。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているものの、当面その実施が行われない場合を追加するものとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第37号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置、地方法人課税の偏在是正等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が 企業主導型保育事業を行う場合に、その用に供する固定資産に係る課税標準について、最初の5年間、価格の1/2を参酌して1/3から2/3の範囲内で条例で定めることとする「わがまち特例」によりその価格の1/3の額とする特例措置を創設するものです。

また、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に直接供する固定資産に係る課税標準についても「わがまち特例」が導入されたことから、その価格の1 / 3の額とする特例措置を定めるものです。

企業主導型保育事業	子ども・子育て拠出金を負担している事業主が事業所内保育施設（認可外保育施設）を設置、運営する事業等。働き方に応じた多様で柔軟な保育サービス（延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能）が提供でき、複数の企業による共同設置や他企業との共同利用、地域住民の子どもの受入れも可能
家庭的保育事業	就労、求職活動等により保育が必要な子どもを自宅の居室などを保育室として使い、日常的に家庭で保育できない保護者に代わって少人数の子どもを預かる事業
居宅訪問型保育事業	就労、求職活動等により保育が必要な子どもを保護者の自宅において1対1で保育する事業
事業所内保育事業	会社の従業員の就労、求職活動等により保育が必要な地域の子どもの会社内の保育所等で保育する事業

(2) 地方法人課税の偏在是正

消費税率の10%引上げ時において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割及び地方法人税の税率を次のとおり改正し、その一部を交付税の原資とするものです。

ア 法人住民税の法人税割の税率改正

法人住民税法人税割	税率区分	改正前	改正後	影響
市町村民税（市税）	標準税率	9.7%	6.0%	3.7%
	制限税率	12.1%	8.4%	3.7%
道府県民税（県税）	標準税率	3.2%	1.0%	2.2%
	制限税率	4.2%	2.0%	2.2%

イ 地方法人税の税率改正

	改正前	改正後	影響
地方法人税（国税）	4.4%	10.3%	5.9%

(3) 軽自動車税の見直し

消費税率の10%引上げ時において、自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、軽自動車税に環境性能割を創設するものです。（当分の間、県が徴収）

自動車取得税税率

	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準		
	達成	+5%達成	+10%達成	達成	+10%達成	+20%達成
軽自動車	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%



環境性能割税率

	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準		
	達成	+5%達成	+10%達成	達成	+10%達成	+20%達成
軽自動車	2%			1%	0%	

(4) 住宅ローン減税の延長

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限を、平成31年6月30日から平成33年12月31日まで2年半延長するものです。

(5) 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物（高さ60メートルを超える建築物。いわゆる「タワーマンション」）のうち、複数の階に住戸が所在しているものに係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正して課税するものです。

(6) 耐震改修等を実施した住宅に係る減額措置の拡充

耐震改修工事又は省エネ改修工事が行われた住宅に対する減額措置（平成30年3月31日まで）について、当該工事が行われた住宅が長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して申告した場合は、当該工事が完了した翌年度分に限り、減額割合を2/3に拡充（床面積が280㎡以下の住宅が対象で、減額適用は120㎡までの部分に限ります。）するものです。

(7) 災害に関する税制上の措置の創設等

ア 被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税に係る課税標準の特例措置の創設

震災等により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして当該震災等の際に被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/2に減額する措置（震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得したものに限り、）を創設するものです。

イ 被災住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の拡充

被災住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を「２年度分」から「４年度分」に拡充するものです。

(8) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、地方法人課税の偏在是正及び軽自動車税の見直しについては、平成３１年１０月１日から施行します。

第 38 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員加藤由美子氏は、平成２９年９月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第 39 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員船戸姿子氏は、平成２９年９月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第 40 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員柳重雄氏は、平成２９年６月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 4 1 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員菅沼博文氏は、平成 29 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 4 2 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

不当要求行為等・公益通報委員会委員大木健司氏は、平成 29 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第 5 号議案 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成 29 年 2 月 1 日午後 1 時 50 分頃、広報課の職員が公務のため埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 1 番 17 の越谷市役所北側駐車場に公用車を駐車する際、駐車位置の調整のため前進したところ、向かい側の駐車スペースに駐車しようと後進してきた乗用車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

161,924 円

3 専決処分日

平成 29 年 3 月 15 日

第 6 号 報 告 平成 2 8 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 7 号 報 告 平成 2 8 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 8 号 報 告 平成 2 8 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 9 号 報 告 平成 2 8 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第 1 0 号 報 告 平成 2 8 年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について

第 1 1 号 報 告 平成 2 8 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について